

**令和6年8月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和6年8月20日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和6年8月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年8月20日（火） 午前9時30分～午前10時20分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 42人

農業委員 15人

- |          |           |            |           |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生  | 9. 牛田 均    | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美  | 10. 小松 和貴子 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 11. 竹内 章雄  | 16. 松下 孝江 |
| 4. 内田 久夫 | 8. 富田 等   | 12. 松永 哲之  |           |

農地利用最適化推進委員 27人

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 9. 宮前 千代秋 | 16. 横山 隆一 | 24. 竹林 隆  |
| 2. 西山 孝  | 10. 山口 好則 | 18. 宮武 俊博 | 25. 古竹 義弘 |
| 3. 廣瀬 義文 | 11. 須藤 誠一 | 19. 喜來 聖則 | 26. 村山 雅美 |
| 4. 一本松 学 | 12. 大西 浩  | 20. 新居 勉  | 27. 徳永 善史 |
| 6. 坂井 清照 | 13. 大野 忠志 | 21. 山本 清秀 | 28. 竹林 俊一 |
| 7. 守家 祥司 | 14. 高木 久義 | 22. 深井 正隆 | 29. 山本 敏一 |
| 8. 戸張 正典 | 15. 田羅間 勳 | 23. 佐藤 久男 | 30. 三谷 孝治 |

欠席委員 4人

農業委員 1人

13. 竹田 久義

農地利用最適化推進委員 3人

5. 齋藤 純子      29. 山本 敏一
17. 田中 正隆

農業委員会事務局出席者

- 事務局長 谷本 孝二
- 事務局次長 大西 良明
- 主 査 佐々木武志
- 主 査 中山 弘美
- 主 任 宮内 隆匡

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. その他

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

### 土地に関する議題

議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

### 報 告

報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

### その他

●事務局長（谷本孝二君）

定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年8月の農業委員会定例総会を開催させていただきます。本日、お配りしております資料につきましては、裏面に農家相談の結果が入っています次第と地域計画策定後の貸借等の取り扱いについてという資料と農政情報という資料です。ご確認ください。それでは総会を開会いたします。進行につきましては松永会長の方でよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫）

皆さんおはようございます。暑い中、ご出席ありがとうございます。昨日、丸亀のほうも久しぶりにまとまった雨が降りましたが、長い間雨がなくて、本当に猛暑で、農家にとって大変な時期だったと思います。これからまだ暑い日が続きますけど健康に気をつけて頑張っていたきたいと思っています。今日、テレビ等で見ていますと、ご承知の通り、最近、米不足が言われておりまして、私も消費者でなかったのだからわからなかったのですが、スーパーでは、3月頃には5キロ1,500円ぐらいだったのが、今は2,500円して、また、米もないというような状況も聞きました。いろいろ事情はあるのしょうけど、最終的には昨年の新潟辺りの米不足が今頃になって影響して、端境期に入ったということでございますが、我々もその生産者については、そこまでの反映がされておられません。これからいろんな収穫始まると思いますけれども、米については、我々、生産者側にそれが反映できれば一番ありがたいことだと思っております。今年、いわゆる食料法の改正があり先月も申し上げましたけども、適正価格に反映されますようなことを期待していきたいと思います。また今日もいろんな議題ございますので、どうぞよろしくご審議お願いいたします。それでは本日の出席委員ですが、15名で、過半数の方がご出席されておりますので、総会が成立していることを報告いたします。

本日、議事録署名委員は、15番の尾崎委員と16号松下委員にお願いします。よろしくお願いいたします。農政に関する議題ですが、当初なかったんですが、今日1件出てきましたので事務局から説明いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。本日お配りしております地域計画策定後の貸借等の取り扱いについてという両面の資料をお出しただけたらと思います。農林水産課で地域計画っていうのを今作成しております、令和7年の3月末までに作成するというので、令和5年4月の改正の農業経営基盤強化促進法に基づきまして、そういうような形になっています。この地域計画が策定されますと、貸借に関する利用権設定として、いままで議題に出ておるかと思うのですが、相対での契約が全くできなくなります。今後、農地の貸し借りについては、利用権設定として土地の所有者から農地機構が借りて、機構が実際作る方に貸し出すという三者による利用権設定の方法と農地法第3条による農地貸借の2つになります。この3条の貸借申請は、あまり見たことないと思います。なぜかと言いますと、資料の①の4行目の米印をして下線を引いている部分ですが、3条の貸借の場合、農地法が、小作人保護の法律で、借り手の権利が強く、使用貸借は、別段、影響はないのですが、賃貸借として小作料を支払う形ですと貸借期限が来ても自動的に貸借は終わりません。期限の1年前から半年前の間に返してくださいという通知をした上で、最終的には合意解約なり解除をする必要があります。農地法18条第6項では合意解約がありますが、基本的に解除するには18条第1項で県知事の許可となります。合意解約ができれば18条第6項に基づき、印鑑証明とかつけて実印を押して、農業委員会への通知を行うだけでいいのですが、話がまとまらないと、基本的には県知事の許可が必要で、先ほど申しましたように小作の権利が強いので、単に返してくれ言うだけでは許可にならず、借人が耕作をしていないとか、小作料を払ってないとかの状況でないと貸借の解消ができないため、今現在、どこの市町も3条の賃貸借契約の申請は、ほとんど許可をしていないような状況をご認識いただいていたらと思います。今、利用権設定、貸借ですが、経営基盤強化促進法による相対の契約が大体6割ちょっとで、機構を通しての三者による、いわゆる一括方式の契約が4割弱ということで、令和7年4月から県下全域の部分を機構が、今までの事務の1.5倍の分量が増えるため、手続きの方法等を今後どうするのか、県内の農業委員会、農業会議含め話をしています。機構を通したときの貸借期間、今、丸亀市では、終期、貸借の期限が切れる2ヶ月前に、終期通知を利用権設定者、被設定者の双方に出させていたでいて、事務処理を間に合うようにしていますが、機構を通しての場合、4ヶ月ぐらいかかると聞いており、3月末に切れるもの、要は、令和7年4月1日からの貸借が更新されて、開始になる部分は、令和6年12月に終期通知が行くようになります。終期通知は、機構と農業委員会と連名で

させていただいて、それ以降の受け付け事務等についての主体は機構になります。機構からは、資料の②で書いてある令和7年4月1日始まりの貸借の場合、12月に先ほど申しました終期通知と受付日の案内をして、1月に申請受付、2月に促進計画案というのを作ります。機構は、作成した計画案について農業委員会での意見聴取を行った後、県への認可申請を行い、県は3月に促進計画の認可、公告を行うと聞いています。あと問題となるのが、貸借期間。原則は6年以上ですが、3年以上であれば今現在は受付をしており、3年未満は今後も受け付けをする予定がないということで、3年未満の契約になると闇小作の状況になってきます。委員会の方は、ある程度書類を残していただきたいので、農林水産課の方に、作業受委託契約の形で出してくださいっていうことでいこうかと思っています。そうしないと免税軽油の申請ですとか、昔の減反の台帳の変更ができなくなりますので、農業委員会には出てこないのですが、農林水産課の方に契約書が出てくる作業の受託契約が出てくるような形で考えていますが、出来るだけ3年以上として機構を通して、できない場合は農地法第3条で3年未満の小作料を伴わない使用貸借契約で進めていかないといけないのかなと思っています。あと資料記載の③に書いてある、機構によるマッチングは、耕作してもらいたい農地を機構につなぎ、機構の方で台帳管理し、周辺の農家の方で作ってくれる人を探すというマッチング作業です。地域計画では、地域で10年後に誰がその農地を管理するのかまで決めていきますので、機構が入ったのマッチング作業は出来なくなる形になりますので、今後ですね4月以降に、田んぼ作ってくれって言った場合には、推進委員さん、農業委員さんの方に、地域計画の担い手リストをお出しするようにしますので、それに基づいて地元で借りてくれるかどうかという確認作業を行って頂くことが必要になってくると思います。そのやり方等は、またご説明をさせていただきますが、作り手を探す場合に、推進委員さんなりが地元でご足労いただくような可能性が出てくることをご認識いただけたらと思います。資料の裏面で、令和7年度に終期を迎える利用権設定の受付等の日付を大体で書かしていただいています。今思っておりますのが、ちょっと3月末の分はちょっと難しいのですが、4月以降に終期を迎えるものについては、2ヶ月に1回の受け付けをしようかと思っています。先ほど言ったように機構の方、全県下対応になりますので、毎月の受付事務が難しいということ、また、綾歌にしか機構の職員がいませんが、綾歌だけで受付をというわけにもいけませんので、飯山、綾歌、本庁の3ヶ所に分けて、平日、最大、1週間程度ずつぐらい受付期間を取って機構職員に来ていただいて、委員会や

農林水産課が手伝って、受付作業をしていくことを考えています。なお、終期通知のときに今までと同様に、用紙等を一緒にお送りするような形を考えております。以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

報告ございましたけども、いろんなことが含まれておりますので皆さん何かご意見ご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

この地域計画で、令和6年度中に策定が終わるということですが、これは農林水産課が主体でされていると聞いているのですが、これについて地域に入って、例えば農業委員とか、推進委員がこれ携わることはないのですか。

●事務局長（谷本孝二君）

農林水産課の方から聞いていることは、入ることはないということです。いうのが、地域計画は、国が言うように地域でお話し合いをして、10年後に誰が作るっていうまでを決めればいいのですが、貸し借りについても、地域計画に誰の田んぼを誰が借りるということまでを書いていないと貸し借りができないとか、それに伴う助成金がもらえないとか、減反の制度についてもそっちを見ていくような形になってきますので、ものすごく縛りが強いものです。現在、農業委員会と農林水産課の方で相談しているのは、今現在、貸し借りをされている農地については、地域計画にはそのまま載せますが、地域計画は1回立てたら終わりというものではなく、今現在、法律で決まっているものの基本計画が令和6年度中に出てきますので、状況に応じた形で、今後、地域に入って行って、それぞれの地域の特色に合わせたような形の地域計画に変更していきたいというのが、農林水産課の考えです。その時点では、地域に入って携わることはありますが、令和6年度末までには、今の段階では、ありません。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

要は令和6年度以降で色々変更していくということですか。

●事務局長（谷本孝二君）

そうですね、細かい国の施策がまだほとんど見えてない状況では、農業施策の誘導ができないので、ある程度見えた段階でそれに合ったような形で地域に入っていけないといけない場合には入っていくというような形になりますので、その時にすべての農業委員さんなり推進員さんをお願いするわけではないんですが、そういう出番がある場合もあるということでご認識をいただけたらと思います。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

昨年、10年先を見越したアンケートも言っていたのですが、これも今年度中はないことですね。農業者にアンケートを配るとかいうのは。

●事務局長（谷本孝二君）

アンケートにつきましては、3年ぐらい前に、農業委員会で実施しているのがあります。再度アンケートを行うと、2、3年も経たないうちにアンケート調査が全戸に行くようになり、また、3年前のアンケート回収率も結構高く、その回答を農業委員会で集計したデータを農林水産課に提供して、それを元に、地域計画の素案ができていくような形となっています。

●農業利用最適化推進委員（山口好則君）

そんなのがあったのですね。わかりました。

●会長（松永哲夫君）

はい。他にございませんか。他にないようですので、あと、その他の議題に、特に意見もないようですので報告連絡事項に移ります。報告1 定例農家相談会の開催結果についてご報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

次第の裏面をご覧くださいけたらと思います。前回の定例農家相談の開催結果について、書かせていただいております。飯山市民総合センター開催分につきましては7月29日竹田委員さんで、市役所本庁開催分は8月5日平山委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は8月13日牛田委員さ

んで、午前9時から11時の間で受付を行いまして本庁開催時に1件の相談がございました。本庁開催時の内容につきましては、所有する農地の南側に住宅があり、その土壁を潰してコンクリートの構造物を設置している、●●町の案件ですが、地籍調査が終わり、地籍調査のときに設置された鉋とか杭が全部無くっているということで、本当に境界があっているのかという相談で、まず地籍調査の担当は農林水産課ですので、そちらの担当をお呼びして、お話をお伺いしました。その相談者は地籍調査の担当に相談に行かれていて、地籍調査の担当部署としては事業は完了しているので鉋を入れたり杭を入れたりすることもできないし、再度測量をするということもできないこと、もし、復元するのであれば、ご自身で費用をかけて土地家屋調査士さんをお願いしてもらい必要があるということを回答していたそうです。相談者の方は、昔の農業委員さんのイメージが強い方で、農家とその周辺の方の調整をして仕切ってもらえないかという話もされていたので、それはちょっと委員さんが間に入ったとしても、こうなさいよっていう話は民民の境界の話になりますのでできないと、お話を聞くぐらいができますよっていうことで、●●町の農業委員さんと推進委員さんのお名前をお伝えすると、●●委員さんのお父さんを知っている方でしたので、●●委員さんにお電話させていただいたらすぐ対応していただきました。それで農家相談が終わる前ぐらいに、●●委員さんには現地行って相手の方とお話していただき、双方に納得していただいた上でお話が進んだということを●●委員さんから連絡をいただきました。農業委員さんに間に入ってくださいっていうことを、地元で言われることもあるかと思うのですが、基本的に民民の話は決めることができませんので、両方の話を聞いて、間をとってこれぐらいでどうでしょうかという話もなかなかしにくいと思います。基本的には話を聞くということになってこようかと思いますので、それで結論というのはなかなか出せないっていうことでご認識をいただいたらと思います。次の農家相談につきましては、飯山市民総合センター開催分は8月27日火曜日松永会長で、市役所本庁開催分につきましては9月5日和泉委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は、9月10日小松委員さんの担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっております。農家相談の手引きをお持ちの上ご出席をいただいたらと思います。報告は以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告につきまして何かご質問等ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

それでは質問ないようですので、以上で報告を終わります。続いて土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。土地に関する議題でございます。議案第 39 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について、議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画（意見聴取）について、報告 第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について、報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは議案第 39 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。それでは、議案の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒にご審議よろしく申し上げます。議案第 39 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 3 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 920.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

2 番 郡家町・・・合計面積 1,852.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付する計画が提出されております。

3 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 775.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所

有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

以上3件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち、農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況などから、耕作の事業に供される農地のすべてを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより、すべてを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項に該当しない、または適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

●農業委員（尾野弘季君）

3番の案件ですけども、これは亡くなった方の田んぼを渡すっていう意味で、よろしいですか。

●事務局（事務局員 佐々木武志）

そうですね、亡くなった方の相続財産の清算人ということで管理している方が譲渡人になります。

●農業委員（尾野弘季君）

これは相続する前には渡せる。

●事務局（事務局 佐々木）

いや、この土地自体が、●●さんが亡くなり相続人が実質的にいない状況において、そういった場合は相続財産清算人がつき、その人が処分する権限がありますので、そういった形で、●●さんに売却するっていう形になっています。

●農業委員（尾野弘季君）

わかりました。

●会長（松永哲夫君）

他に何かご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

それでは他にないようですので、採決いたします。議案第 39 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 番の各案件を、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議もないようですので、議案第 39 号 農地法第 3 条許可申請 3 件は、原案の通り許可することに決定いたしました。次に、議案第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。議案説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

2 ページをお開きください。議案第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 3 件です。

1 番 原田町・・・合計面積 332.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この申請地は、平成 7 年頃、造成し、現在まで、貸資材置き場として利用してきました。今回、当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き貸資材置き場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 土器町西五丁目・・・合計面積 593.97 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 461.97 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この申請地は、平成3年頃、造成のうえ住宅を建築し、隣接する宅地と一体利用してきました。今回、当該地において、農地法の許可申請を行っておらず無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り引き続き宅地として利用するものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

3番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 446.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、申請地に非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和6年5月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上3件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、採決いたします。議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から3番までの各案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議がないようですので、議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請3件は、原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。次に議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。議案の説明をお願いしま

す。

●事務局次長（大西良明君）

はい。3 ページをお開きください。議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。案件は 7 件です。申請番号 3 番が取り下げになりましたので、案件は 7 件です。

1 番 飯野町東二・・・合計面積 269.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和 6 年 5 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 垂水町・・・合計面積 1,245.20 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 855.20 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、農家住宅 1 棟の建設整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和 6 年 5 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できると考えます。

3 番は取り下げになりました。

4 番 綾歌町岡田下・・・合計面積 271.08 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 22.08 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4 ページをお開きください。

5 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 479.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和 6 年 5 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 637.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、事務所 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は農

用地区域内農地ですが、令和 6 年 4 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番 飯山町東坂元・・・合計面積 342.85 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 175.85 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は所有権移転売買を行い、車庫 1 棟の建築整備を図るものです。なお、この申請地は、すでに造成され、これまで車庫として利用してきましたが、今回の申請をもって、無断転用の解消を図るものです。申請地は、近隣商業地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

8 番 飯山町東坂元・・・合計面積 1,385.58 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 10.58 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 6 区画の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 7 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご意見ないので、それでは採決いたします。議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 2 番、4 番から 8 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 7 件は、原案の通り許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。続きまして議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。5 ページをお開きください。議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。5 ページから 18 ページにかけて記載しております。申請件数は合わせて 24 件、筆数で 68 筆、面積が 57,980.37 m<sup>2</sup>です。詳細は、表の通りです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。ただいま説明いたしまして、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようですので議案第 42 号 農用地利用集積計画の決定について、24 件の各案件につきましては、原案の通り処理することといたします。続きまして、議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。続いて 19 ページをお開きください。議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて、農業委員会総会へ意見聴取するものです。詳細は 9 件、19 ページに記載の通りで、農地機構から認定農業者への貸付でございます。促進計画案としては要件を満たしているものであり、問題ないものと考えております。以上、ご審議をよろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明終わりましたが、ただいまの説明に対しまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようですので、議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案の通り、処理することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について、報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して説明、報告をいたします。

●事務局次長（大西良明）

はい。20 ページをお開きください。報告第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について、でございます。報告は 3 件です。

1 番 飯野町東二・・・合計面積 1,748.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 3 月 5 日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

2 番 広島町青木・・・合計面積 1,962.61 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 4 月 20 日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

3 番 綾歌町富熊・・・合計面積 976.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、平成 24 年 4 月 18 日、相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

続いて 22 ページをお開きください。報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、でございます。報告は 2 件です。

1 番 中津町・・・合計面積 793.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、残存小作による賃借権の権利設定がされていたものですが、耕作目的のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

2 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 658.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、残存小作による賃借権の権利設定がされていたものですが、賃借人に売却予定のため、離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告事項終わります。以上で8月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 20 分終了）